

ほけんだより

令和5年4月号②
犬丸小学校 保健室



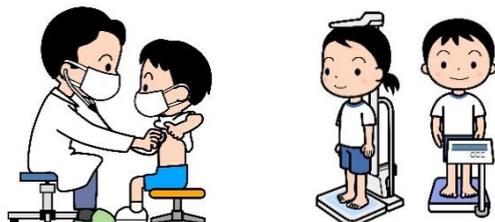
しんねんど はじ しゅうかん た あたら かんきょう な
新年度が始まって1週間が経ちました。新しい環境に慣れましたか？
なかぐちせんせい まいにち かお なまえ おぼ
中口先生は毎日みなさんの顔や名前を覚えることをがんばっています。
みなさんに何度も名前を聞いていますが、やさしくえがおおし
うれしいです。これからもよろしくおねがいします。



ほけんしつ とき い 保健室ってどんな時に行くの？

けんこうしんだん しんたいけいぞく 健康診断・身体計測のとき

からだ けんこう からだ せいちょう しら
体の健康や体の成長を調べます



からだ ちょうし 体の調子がよくないとき

ほけんしつ たいちょう かくにん
保健室で体調の確認をします



けがをしたとき

けがの手当てをします

きず
★傷をあらってから
ほけんしつ い
保健室に行きます



そうだん 相談したいことがあるとき

ふあん なこと や しんぱい なことがあるときは
いつでもお話をします



ほけんしつ い まえに 保健室に行く前に

たん にん せんせい つた えましょう
担任の先生に伝えましょう



災害給付制度について

お子さんが学校の管理下でけがをした際、独立行政法人日本スポーツ振興センターから、給付金が支払われる制度です。平成27年度10月1日より、小松市では、病気やけがで受診した医療機関や調剤薬局の支払いが、「健康保険証」と「小松市子ども医療費受給者証」を提示することで、窓口での医療費が無料になる制度が開始されました。しかし、学校の管理下における災害については、「子ども医療費助成制度」ではなく、「災害共済給付制度」が優先となりますので、申請の際には、窓口で医療費を支払い、領収書とともに必要書類を提出してください。

下記を必読され、ご理解とご協力をお願い致します。

☆給付対象となる「学校の管理下」の範囲

- *授業中や遠足・合宿などの学校行事中
- *登下校、休み時間、始業前、放課後など、学校の定めた特定時間中

☆給付対象となる「災害」の範囲

- *負傷（捻挫、骨折、火傷など）、疾病（熱中症、学校給食等による中毒など）
- *その他（負傷や疾病に起因する障害（後遺症）や死亡）

受診

- ・ 保険証を提示してください。
- ・ 「学校でのケガです。（日本スポーツ振興センターの対象）」と伝えてください。
- ・ 同封の「医療等の状況」「調剤報酬明細書」を提出してください。

支払い

- ・ 領収書を受け取り、保管してください。
- ・ 「医療等の状況」「調剤報酬明細書」は、月毎の記入になりますので、医療機関・調剤薬局に依頼しお受け取りください。

申請

- ・ 必要書類を学校へ提出してください。【「領収書」「医療等の状況」「調剤報酬明細書」など】
- ・ （学校が必要書類を市教育委員会へ提出し、市教育委員会が日本スポーツ振興センターへ申請します。）

給付決定

- ・ 給付決定の案内があります。審査が通らなかった場合は学校から連絡があります。
- ・ 学納金口座以外に振り込みを希望する場合は、「振込口座申出書」と「振込口座通帳の写し（金融機関、支店名、口座種類、口座番号、名義人が確認できる部分）」が必要です。

振込

- ・ 小松市を通じて給付金が学納金口座、あるいは申し出のあった保護者の口座に振り込まれます。
- ・ 申請月の翌々月25日の予定です。通帳記帳し、入金をご確認ください。

ご不明な点やご質問等ございましたら、学校の中口までご連絡ください。（犬丸小 22-0812）